

京都府立医科大学附属病院精神病舎夜間警備業務委託仕様書

京都府立医科大学

1 総則

この仕様書は、京都府立医科大学附属病院精神病舎夜間警備業務の概要を示すもので、その他本書に記載のない事項であっても、京都府立医科大学（以下「大学」という。）が夜間警備業務上必要と認めた場合は、受託者はその指示に従わなければならない。

2 委託期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

※この仕様書の業務内容が不要となった場合は、委託期間を短縮するとともに、委託料を新たな委託期間相当分に減額するものとする。この場合において、大学は新たな委託期間終了日の3箇月前までに受託者へ連絡するものとする。

3 業務時間 午後6時30分～翌午前8時（13時間30分）

4 業務場所 附属病院精神病舎保安室

5 人員配置 常時1名以上配置

6 業務内容

（1）警備に関する業務

ア 次により精神病舎門を開閉すること。

午後10時 外門閉門（未施錠）

午前 2時 外門施錠、巡回

午前 7時 外門開門、玄関入口扉開錠

イ 巡回（午前2時に1回）

外門施錠後に病舎2階（多目的ルーム、陶芸室、看護師休憩室、診察室5、カンファレンスルーム）の施錠確認を行う。

また、面会室、職員用便所の見回り及び病舎3階のドアの施錠確認も行う。

ウ 所定時間外の特例外出者、時間外面会者等があった場合には、看護師詰所に連絡確認し、病舎入退者をチェックすること。

外出時間 午前10時～午後4時

面会時間 午前10時～午後7時

エ 患者が許可なく外出しようとしたときは速やかに制止し、看護師詰所に連絡すること。

オ その他不測の事態が発生した場合には、大学保安室へ通報するとともに、警備上適切かつ迅速な行動をとること。

(2) 防災に関する業務

ア 火災報知器が作動した場合には、次のとおり行動すること。

(ア) 操作盤により主ベル、地区ベルを停止する。

(イ) 操作盤に表示された火災発生箇所を確認し、現場へ急行する。

(ウ) 火災が発生した場合には、消火器等により初期消火をおこなうとともに、防災センターへ通報する。

(エ) 初期消火により消火できず、延焼の恐れがある場合は、大学の職員の指示に従い、患者の避難誘導等を行う。

(オ) 患者のいたずら等による誤報であった場合は、当該火災報知器ボタンを引き、地区ベルを停止するとともに誤報防止カバーを新しく取り替える。

(カ) 異常事態が解消された場合は、操作盤により復旧し、ベル停止スイッチを正常位置に戻す。

イ タバコの不始末等の粗雑な火気取扱を発見した場合には、火気取扱には十分注意するよう指導する。

ウ その他勤務中は、常に防災意識を持ち、火災発生等の場合には、防災上適切かつ迅速な行動をとる。

(3) その他

ア 業務従事者は常時制服等を着用するとともに、名札を付けること。

イ 毎日、業務終了後に業務実施状況を別に定める業務日誌に記入し、大学保安室へ提出すること。

ウ 業務従事者の名簿及びその勤務表をあらかじめ大学に提出し、承認を得ること。

エ 上記に定めるもののほか、業務実施に当たり必要な事項の処理については、大学職員の指示に従うこと。